

令和7（2025）年度広報かしわざき「仕 様 書」

- | | | |
|----|-------|--|
| 1 | 品 名 | 広報かしわざき |
| 2 | 発行回数 | 令和7（2025）年5月号～令和8（2026）年4月号（毎月5日発行）12回 |
| 3 | 発行部数 | 1回あたり33,500部 ※ただし、発行部数を変更することがある。 |
| 4 | ページ数 | 年間 336 ページ（予定） |
| 5 | 契約期間 | 契約締結の日から令和8（2026）年3月31日まで |
| 6 | 納入場所 | 鏡町倉庫東 |
| 7 | 仕上寸法 | A4判 |
| 8 | 紙 質 | 総合評価値80以上のマットコート紙44.5k |
| 9 | 印 刷 | 表紙（表・裏）及び本文 フルカラー
なお、各号におけるページ構成は、別紙「令和7（2025）年度広報かしわざきページ構成表」に記載のとおり。 |
| 10 | 製 本 | A4判折込み 三方を化粧裁ち とじ穴（直径6mm）左側2か所 |
| 11 | 文 字 | テキスト入力とし、モリサワ U-OTF 新丸ゴ Upr L などを使用する。 |
| 12 | 写 真 等 | 基本的には、サイズを問わず1ページ当たり平均2か所に使用する。
また、網線は平網を基本に10～20%を使用する。 |
| 13 | レタリング | 誌面デザインは、原則、発注者が作成する。 |
| 14 | 誌面作成 | 原則として発注者が行うが、発注者の事情により受注者に一部を依頼することがある。また、必要に応じて受注者にアドバイスを求めることがある。 |
| 15 | 原稿渡し | (1) 発注者は、発行ページの多少にかかわらず、成果品納入日前6日（土・日曜・休日を除く）までに原稿を受注者に渡すものとする。ただし、やむを得ず一部を分割して渡す場合は、納期に差し支えない範囲とする。
(2) 原稿を渡した後であっても、都合により納期に差し支えない範囲で原稿の一部または全部を変更することがある。
(3) 原稿は、次の方法で渡すものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ Adobe InDesign CC のデータ（ページ構成とお知らせデータ）
※Adobe InDesign CC を出力のバージョンに合わせて納入できる。・ Adobe InDesign CC のデータに必要な、EPS データ・JPEG・PSD データも添付する。 |
| 16 | 文字校正等 | 受注者は必ず初校までに内校し、校正は5校までとする。色校正は協議とする。
校正は、プリント出力した誌面のほか、Adobe InDesign CC 及びAdobe ILLUSTRATOR CC のデータを介して行うものとする。なお、2校はプリント誌面を2部納めるものとする。最終校正後、製本したプリント誌面を11部、校了日翌日までに納めるものとする。 |

- 17 区分け・
梱包納入 発注者は、受注者に対し区分表を示し、受注者はそれによって各町内会（名称は番号で指定）ごとに指定する数量に区分けして、ひもで梱包（敷き紙を必ず入れる）し、納入場所に設置してある各町内会の文書棚（番号で表示）に納入するものとする。発送数量の変更等により、ひもの梱包を解除した場合は、再度ひもで梱包して納入するものとする。
なお、指定する数量に違いがあった場合は、受注者が町内会長宅へ届けることとする。
- 18 納入期限 発注者が指定する日の正午までとする。
- 19 電子媒体の
納品 PDF データと JPEG データを納品するものとする。
(1) PDF データ
・ ファイル名は半角英数の通し番号（例：令和 7 年 5 月号 (No. 1274) の場合→ 1274_202505.pdf）とし、ファイルにはパスワードはかけない。
・ 保存用、web 用の 2 種類を納品する。
保存用：ファイルサイズに制限は設けない。
Web 用：市ホームページに掲載するため、画面上で読める程度に容量を軽くする。※ページを分割したデータは不要。
(2) JPEG データ（表紙のみ）
・ ファイル名は半角英数の通し番号（例：令和 7 年 5 月号 (No. 1274) の場合→ 1274_202505）とし、ファイルサイズは 3MG 以下とする。
- 20 発行部数及
びページ数の
増減 発注者の都合により、発行部数及びページ数を増減することができる。
- 21 契約の解除 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。
(1) 受注者が納入期限までに契約を履行しないとき。
(2) 受注者が指定どおりに印刷製本等ができず不完全なことがあったとき。
(3) 次のいずれかに該当したことが判明したとき。
ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時、契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。）であると認められるとき。
イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 22 損害賠償 受注者は契約を解除された場合、発注者の受けた損害を賠償しなければならない。
- 23 そ の 他 この仕様に定めのない事項等で疑義が生じた場合は、発注者と協議し両者の合意のもとで作業を進めることとする。

令和7(2025)年度「広報かしわざき」ページ構成表

	ページ 予定数	希望納入 期限
5月号	32	4月30日 (水)
6月号	32	6月3日 (火)
7月号	28	7月1日 (火)
8月号	24	8月1日 (金)
9月号	36	9月3日 (水)
10月号	32	10月1日 (水)
11月号	28	10月31日 (金)
12月号	20	12月3日 (水)
1月号	24	12月25日 (木)
2月号	20	2月3日 (火)
3月号	24	3月3日 (火)
4月号	36	3月31日 (火)
合計	336	

※4月号の広報納品希望日は仮予定
です。決まり次第報告します。